

葬式も墓もゼロ円の方法●今や一般墓は4人に1人

# PRESIDENT

プレジデント

毎月第2・第4金曜日発売 2022.12.30号 價格 780円

## お金の常識一変!

# 実家の相続 葬式・墓

最新版・コロナ対応

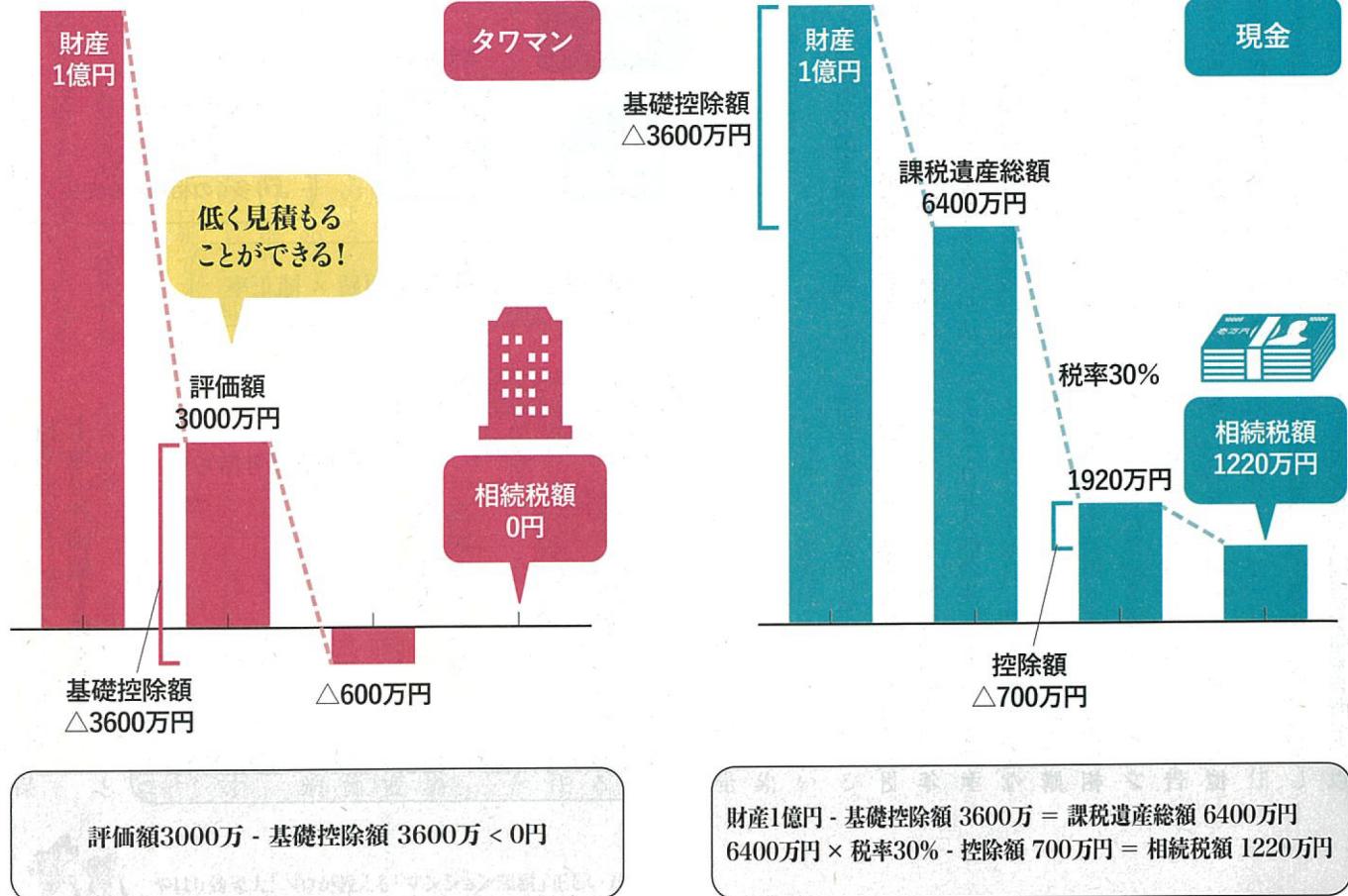
プロが教える、頭がいい家族のコスパ戦略

2024年に義務化 & 儲金スタート

費用10分の1「相続登記を自分でやる」



## タワマンvs.現金 相続シミュレーション



所、ほかの自治体はそれぞれの役所などで確認できる。タワーマンションにおける固定資産税の課税は、同じ物件内で同じ面積なら高層階でも低層階でも同額だったが、実際の取引では高層階のほうが高額になることが多いため、2017年4月1日以後の売買契約のものについては、高層階ほど高額に設定されるようになった。

所有する土地や建物を、自宅用ではなく、第三者に賃貸として貸していくれば、貸付財産としてさらに評価額を下げることができる。また、不動産の中では都心のタワーマンションの時価が安定している点も、節税方法として向いている理由だ。

「コロナ禍で不動産価格が下がるかもしれないといわれていましたが、円安で海外から不動産を買いに来ている流れもあり、都心の不動産価格は逆に上がっています。ただし、この先、リーマン・ショックのようなことが起これば、不動産価格が大幅に下がってしまう可能性もあるのです。不動産を購入することには、そのようなリスクがあることも踏まえておきましょう」(同)

具体的にどのくらい節税できるか、わかりやすい事例を使って見てみよう。例えば、現金1億円のみを持つている父親が亡くなり、相続人が子ども一人だとする。相続財産は1億円と評価さ

れ、課税価格も1億円となる。一定以上上の財産を残した人に課される基礎控除額相続人は人のため3600万円となるを引くと、課税遺産総額は6400万円となる。1億円以下の相続税率は30%であり、この税率を掛けて控除額を引くと、相続税額は1220万円となる。一方、1億円でタワーマンションを購入した場合、相続税はゼロとなる。「評価額」のカラクリで、タワーマンションは3000万円程度と評価される場合がある。そのため、相続財産・課税価格は3000万円となり、基礎控除の3600万円を引くと、課税遺産総額が0となる。つまり、現金1億円だと1220万円かかる相続税がゼロになるのだ。

「タワーマンションの時価が変わらないと仮定すると、理論的には相続後に売却すれば、相続税を払わずに1億円を手にすることができることになります」(同)

しかし、このおいしい手段はいつまでも使えるわけではない。「タワマン節税」という言葉が広まるにつれ、税庁が対策に乗り出しているのだ。

かつてのバブル時代には、相続税のために、不動産を購入したり、借入金で不動産を建てたりすることが多々行われていた。そのため国税庁は「相続開始前3年以内に購入した不動産や建設した不動産は、取得時価格で相続税評価をする」という通達を出した。

タワマン節税は完全にアウトなのか

# やはり効果大! プロが教える「マンション節税」正しい方法

高い節税効果が得られることで富裕層に人気の「タワーマンション節税」。政府・与党が制度改正に動き始め、いつ封じられるかわからない。

清田幸弘 Yukihiro Seita

ランドマーク税理士法人代表  
1962年、神奈川県横浜市生まれ。明治大学卒業。横浜農協(旧横浜北農協)、資産税専門の会計事務所に勤務後、清田幸弘税理士事務所を設立。ランドマーク税理士法人に名称変更し、現在13支店で活動中。



不動産に関する相続案件を扱うランダマーク税理士法人代表の清田幸弘氏によると、タワーマンション(タワマン)節税とは、「不動産の時価と相続税評価額の差を使って、相続税対策をしよう」という発想から始まった節税方法とのこと。

相続税の評価額を計算するとき、土地には「路線価」、建物には「固定資産税評価額」が適用される。「タワーマンションの場合、相続税評価額に占める土地の割合はほんの少しだけです。限られた土地の中におよそ100戸もの戸数があるわけで、戸数で割った一戸あたりの土地の面積=土地の評価額は、一等地であっても知っています。タワーマンションでは建物の評価額(固定資産税評価額)が大きな割合を占めているものが大半です。従来は建物の評価額は階層にかかわらず平米単価が一律であったため、特に高層階においては時価(支出した金額)と評価額との差額が顕著でした。このカラクリにより、高い節税効果が得られるのです」(清田氏)

建物に適用される「固定資産税評価額」は、時価の何割と一律で決まっていいるわけではなく、行政で決めるため、不動産のある自治体の役所で確認する必要がある。東京都であれば都税事務所に相続税評価額の申請を行なう。そこで、評価額を算出するうえで重要なのが、時価である。時価は、相続税評価額を引くと、課税遺産総額が0となる。つまり、現金1億円だと1220万円かかる相続税がゼロになるのだ。

「タワーマンションの時価が変わらないと仮定すると、理論的には相続後に売却すれば、相続税を払わずに1億円を手にすることができることになります」(同)

しかし、このおいしい手段はいつまでも使えるわけではない。「タワマン節税」という言葉が広まるにつれ、税庁が対策に乗り出しているのだ。

かつてのバブル時代には、相続税のために、不動産を購入したり、借入金で不動産を建てたりする多々行われていた。そのため国税庁は「相続開始前3年以内に購入した不動産や建設した不動産は、取得時価格で相続税評価をする」という通達を出した。

1220万円の相続税がゼロになる!?

